

兵庫県公報

平成19年11月26日 月曜日 第 1930 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

○救急病院の認定（医務課）	1
○保安林の指定の解除予定通知（豊かな森づくり課）	1
○道路の供用開始（道路保全課）	1
○道路の位置指定の取消し（建築指導課）	2

告 示

兵庫県告示第 1189 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年11月26日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称 医療法人味木会 太子病院
 所 在 地 揖保郡太子町鶴387番地
 認 定 年 月 日 平成19年12月 1 日
 認定の有効期限 平成22年11月30日

兵庫県告示第 1190 号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年11月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
 篠山市今田町上小野原字禿谷東山34の 1（次の図に示す部分に限る。）、34の 2 から34の 6 まで、34の 9（次の図に示す部分に限る。）、34の10、今田町下小野原字東山17の 2、17の 3
 - 2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、丹波県民局地域振興部柏原農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第 1191 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、平成19年11月26日から供用を開始する。
その関係図面は、平成19年11月26日から 2 週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫路港線	姫路市飾磨区細江字福島520番109から 同 市飾磨区細江字ニノス338番1まで	旧	30.0から 59.0まで	480.0	一部 予定地
		新	30.0から 59.0まで	480.0	一部 予定地

兵庫県告示第 1192 号

建築基準法施行細則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定により、次のとおり道路の位置の指定を取り消した。

なお、その関係図書は、平成19年11月26日から東播磨県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年11月26日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第 H 19 東 播 位 置 廃 0001号	19. 11. 8	加古郡播磨町野添一丁目29番、30番	6.00	31.20